

注意

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば

水道局お客さまサービスセンター はちよんなな 045-847-6262

おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局



『横浜市水道局 不審者』で検索

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めています



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

**水道局お客さま
サービスセンターへ**

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel **045-847-6262**

fax **045-848-4281**

おかけ間違いのないようご注意ください